CROSS PLUS

第 62 回
定時株主総会
招集ご通知

平成26年２月１日～平成27年１月31日

○日時　平成27年４月23日（木曜日）午前10時

○場所　名古屋市中区丸の内二丁目４番２号
名古屋銀行協会　５階大ホール

【目次】

◇招集ご通知…… 1
◇事業報告…… 3
◇連結計算書類……21
◇計算書類……24
◇監査報告……27
◇株主総会参考書類……31

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役８名選任の件
第３号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件
第４号議案　会計監査人選任の件

クロスプラス株式会社
証券コード:3320

（証券コード:3320）
平成27年４月８日

株　主　各　位

名古屋市西区花の木三丁目９番13号
クロスプラス株式会社
代表取締役社長　山　本　大　寛

第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年４月22日（水曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年４月23日（木曜日）午前10時
２．場　　所　名古屋市中区丸の内二丁目４番２号　名古屋銀行協会　５階大ホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
３．目的事項

報告事項１　第62期（平成26年２月１日から平成27年１月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２　第62期（平成26年２月１日から平成27年１月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役８名選任の件
第３号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件
第４号議案　会計監査人選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
なお、受付開始時刻は、午前９時を予定しております。

◎本招集通知に際して提供すべき書面のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。従って、本招集ご通知の添付書類に記載されている連結計算書類及び計算書類は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

（当社ウェブサイト　http://www.crossplus.co.jp/）

第62期期末配当金についてのお知らせ

期末配当金につきまして、当社は昨年まで招集通知に同封し、ご送付申しあげておりましたが、本年は、平成27年４月23日（木曜日）にご送付する予定の株主総会の決議通知に同封することにいたしましたのでお知らせいたします。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年２月１日から
平成27年１月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府や日本銀行の各種政策の効果などから輸出関連企業を中心に収益の改善が見られ国内景気は緩やかな回復の動きが続いております。しかし、当アパレル業界では、一部の高額商品では消費増税に伴う駆け込み需要があったものの、４月以降は消費者の節約志向が長引くなか、天候不順の影響等もあり、個人消費は依然として不透明な状況で推移いたしました。

このような状況の中、グループの主力である当社製造卸売事業では、為替に影響されない体質作りのもと売上より利益を重視した販売に努めてまいりました。また、立て直し中の㈱ヴェント・インターナショナルでは不採算店舗の退店を進め収益改善に取り組んでまいりました。

製造卸売グループでは、採算性を重視した販売を努める一方で下期以降、売上回復を見込んでおりましたが、増税の影響が想定以上に大きく、冬物販売が苦戦しました。また冬物販売の厳しさから春物販売への切替が遅れたことが響き売上高は625億85百万円（前期比7.2%減）と減少しました。一方、収益改善のための取り組みとして、大手得意先向けへの売場提案型トータル企画のＰＢ(プライベートブランド) やライセンスブランドの活用など付加価値を高める販売手法による販売単価の引上げにより売上総利益率の回復を図りました。生産面では、長期の計画生産の取り組みやアセアン生産と中国生産との最適化等に努めました。経費に関しても、流通経路の見直しや出荷効率アップによる物流費の引下げを中心に削減を進めました。しかし売上減少による粗利益の減少や冬物在庫の値下販売により利益改善が進みませんでした。

ＳＰＡグループでは、不採算店舗の退店による収益改善を進めました。ミセスＳＰＡ事業は退店により店舗売上は減少しましたが、卸売販売の強化により増収となりました。しかしヤングＳＰＡ事業の㈱ヴェント・インターナショナルにおいて直営店の売上が伸び悩み減収となった結果、ＳＰＡグループの売上高は、109億50百万円(前期比3.7%減)となりました。

これらの結果、連結業績は、売上高734億34百万円(前期比6.4%減)、営業損益は26億17百万円の損失(前期は36億71百万円の営業損失)、経常損益は24億80百万円の損失(前期は34億99百万円の経常損失)となりました。当期純利益は繰延税金資産の取り崩しによる法人税等調整額の計上15億62百万円、減損損失９億18百万円等により50億32百万円の純損失(前期は28億12百万円の純損失)となりました。

グループ別、販売チャネル別の売上高は、以下のとおりです。

区分			金額（百万円）	前期比（%）
製造卸売グループ	量販店		29,724	△11.5
	専門店		25,267	＋3.1
	無店舗		5,635	△18.3
	その他		1,958	△19.8
	製造卸売グループ合計		62,585	△7.2
ＳＰＡグループ	ヤングＳＰＡ事業	直営店	3,797	△21.9
		その他	1,737	+11.7
	小計		5,534	△13.8
	ミセスＳＰＡ事業	直営店	2,776	△4.3
		その他	2,639	＋28.8
	小計		5,415	＋9.4
	ＳＰＡグループ合計		10,950	△3.7
グループ合計			73,535	△6.7
消去			△101	―
合計			73,434	△6.4

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は、１億29百万円（有形固定資産取得価額ベース）であり、その主なものはＳＰＡ事業の出店・改装に関する投資95百万円、情報・通信への投資９百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、自己資金、金融機関からの借入金により調達いたしました。その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、婦人服業界トップクラスの販売枚数を生み出す基盤である「マスファッションの単品競争力」、デザイナーズブランドをはじめ百貨店から量販店まで多彩に展開する「ブランド力」、「単品競争力」と「ブランド力」の掛け合わせによる「売場提案型トータルウェアリングの企画力・提案力」を強みとしており、これらを磨き上げることで経営基盤を強化し、企業価値の向上に努めてまいりました。

当社グループの課題は、クロスプラス㈱製造卸売事業及び㈱ヴェント・インターナショナルの収益改善です。当期において中核となる当社製造卸売事業は、増税以降の消費の回復の遅れや冬物販売の不振により収益の改善が遅れております。またＳＰＡグループの㈱ヴェント・インターナショナルは、不採算店舗の退店、経費削減を進めてきましたが業績回復が進んでおりません。

この対策として、当社製造卸売事業では利益重視の仕組みを再構築することで収益基盤の確立を進めます。部門別の採算管理に加えて仕入・在庫・販売を部門横断して統括管理出来る体制を構築し、従来より機動的に部門収益の改善を進めてまいります。併せて営業部門、管理部門一体となってより一層の経費削減を進め収益改善に努めてまいります。

また販売戦略として、新規の販路開拓を進めます。新設したマーケット開発部門で専門店、百貨店等の量販店以外の販路を開拓します。また既存販路に対しては婦人衣料品以外のメンズや服飾雑貨を拡充し、販売拡大をしてまいります。

ＳＰＡグループの㈱ヴェント・インターナショナルにつきましては事業構造の見直しとして不採算店舗の退店やブランドの絞込み、本部のスリム化を進め、事業の大幅縮小による赤字の削減をしてまいります。

今後も円安の継続や消費税増税による消費低迷など不透明な事業環境が続くと予想されますが、グループの総力を結集し、企業価値の向上に取組んでまいります。

株主の皆様におかれましても今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 直前三事業年度の財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区　分	第59期 (平成24年１月期)	第60期 (平成25年１月期)	第61期 (平成26年１月期)	第62期 (当連結会計年度) (平成27年１月期)
売上高(百万円)	80,258	79,221	78,490	73,434
経常利益(百万円)	396	△430	△3,499	△2,480
当期純利益(百万円)	△65	△1,319	△2,812	△5,032
１株当たり当期純利益	△９円１銭	△180円30銭	△384円35銭	△687円68銭
総資産(百万円)	39,887	39,153	37,202	33,472
純資産(百万円)	18,632	17,218	14,614	10,471
１株当たり純資産額	2,523円68銭	2,352円98銭	1,997円16銭	1,430円94銭

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区　分	第59期 (平成24年１月期)	第60期 (平成25年１月期)	第61期 (平成26年１月期)	第62期 (当期) (平成27年１月期)
売上高(百万円)	64,982	65,293	68,547	64,860
経常利益(百万円)	923	1,280	△3,568	△2,783
当期純利益(百万円)	△1,487	△1,416	△2,750	△5,032
１株当たり当期純利益	△203円26銭	△193円50銭	△375円88銭	△687円75銭
総資産(百万円)	37,740	35,193	33,939	30,618
純資産(百万円)	18,257	16,885	14,291	10,149
１株当たり純資産額	2,494円90銭	2,307円45銭	1,952円92銭	1,386円95銭

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
スタイリンク株式会社	50百万円	100.0%	専門店へのＯＤＭ
株式会社ヴェント・インターナショナル	10	80.0	ヤング向けブランドのＳＰＡ
ＶＥＮＴ　ＨＯＮＧ　ＫＯＮＧ　ＬＩＭＩＴＥＤ	10	80.0 (80.0)	ヤング向けブランドのＳＰＡ
客楽思普勒斯(上海)服飾整理有限公司	50	100.0	衣料品の検品、検針
客楽思普勒斯(上海)服飾有限公司	35	100.0 (100.0)	衣料品の検品、検針

(注)　議決権比率の(　)内は、間接所有割合であります。

(ご参考)
連結子会社の営業状況　　(単位：百万円)

会社名	売上高		営業利益		期末店舗数
	当期	前期	当期	前期	
スタイリンク株式会社	2,677	3,438	△79	△113	－
株式会社ヴェント・インターナショナル	5,096	5,997	△1,449	△1,469	44
VENT HONG KONG LIMITED	438	421	△19	15	6
客楽思普勒斯(上海)服飾整理有限公司	427	369	3	△29	－
客楽思普勒斯(上海)服飾有限公司	36	34	0	△0	－

(7) 主要な事業内容（平成27年１月31日現在）

当社グループの主要な事業内容は以下のとおりであります。

[製造卸売グループ]

当社グループの中核であるクロスプラス株式会社の製造卸売部門を中心に、専門店へのＯＤＭ(相手先ブランドによる企画・生産)を行うスタイリンク株式会社、当社商品の検品・検針・物流加工を行う客楽思普勒斯(上海)服飾整理有限公司と客楽思普勒斯(上海)服飾有限公司にて構成しております。当グループは、子供からミセスまで幅広い客層を対象としたカットソー、セーター、ボトム等の婦人衣料及び雑貨等を、量販店、専門店、無店舗、百貨店等へ企画・製造及び卸売販売を行っております。

[ＳＰＡグループ]

クロスプラス株式会社リテール事業部、株式会社ヴェント・インターナショナル、VENT HONG KONG LIMITEDにて構成しております。当グループは、各ブランドのコンセプトに合わせた商品を企画・製造し、直営店を中心に小売販売を行っており、顧客ターゲットの違いにより２事業を展開しております。

ヤングＳＰＡ事業

ヤング向け人気ブランド「LIZ LISA」等の衣料品・雑貨について企画・製造し、ファッションビルの直営店舗を中心に販売しており、株式会社ヴェント・インターナショナル、VENT HONG KONG LIMITEDにて展開しております。

ミセスＳＰＡ事業

パリコレデザイナー発信のブランド「49AV JUNKO SHIMADA」、「ATSURO TAYAMA」等の衣料品・雑貨について企画・製造し、百貨店の直営店舗にて販売しており、クロスプラス株式会社リテール事業部にて展開しております。

(8) 主要な営業所の状況（平成27年１月31日現在）

名　　称	所　在　地
本　　社	名古屋市西区
東　京　支　店	東京都中央区
上　海　事　務　所	中国上海市
店　舗　(注)	国内41店舗　横浜高島屋店等
Ｃ Ｐ 流 通 セ ン タ ー	岐阜県海津市
中　部　セ　ン　タ　ー	岐阜県海津市

(注)「49AV JUNKO SHIMADA」、「ATSURO TAYAMA」、「AT」、「CITRUS NOTES」ブランドを展開しております。

(9) 重要な子会社の事業所等（平成27年１月31日現在）

名　　称		所 在 地
ス タ イ リ ン ク 株式会社	本社	東京都港区
株式会社ヴェント・インターナショナル	本社 44店舗	東京都中央区 渋谷109店等
VENT HONG KONG LIMITED	本社 6店舗	中国香港特別行政区 香港そごう店等
客楽思普勒斯(上海)服飾整理有限公司	本社 分公司	中国上海市 中国青島市
客楽思普勒斯(上海)服飾有限公司	本社	中国上海市

(10) 従業員の状況（平成27年１月31日現在）

①　企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	前連結会計年度末比増減
製造卸売グループ	583(442)名	△ 2(△ 22)名
ＳＰＡグループ	459(18)	△68(△ 2)
合　　計	1,042(460)	△70(△ 24)

(注)　従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、嘱託を含んでおります。）であり、（ ）内に臨時従業員としてパートタイマー、アルバイト及び派遣社員の最近１年間の平均人員（１日８時間換算）を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
672(410)名	0(△10)名	39.9歳	13.5年

(注)1．従業員数は就業人員（当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含むほか、嘱託を含んでおります。）であり、（ ）内に臨時従業員としてパートタイマー、アルバイト及び派遣社員の最近１年間の平均人員（１日８時間換算）を外数で記載しております。
2．平均年齢及び平均勤続年数の数値には、臨時従業員の数値は含まれておりません。

(11) 主要な借入先及び借入額（平成27年１月31日現在）

借入先	借入残高（百万円）
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,604
株式会社みずほ銀行	1,099
株式会社三井住友銀行	747
株式会社愛知銀行	395
株式会社中京銀行	391
株式会社大垣共立銀行	355

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループは、当期を含め過去３期連続（単体２期連続）して営業損失を計上しております。また、営業活動によるキャッシュ・フローも当期を含め２期連続してマイナスとなっております。これらにより継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在していると認識しております。このような状況を早期に解消するために当社グループは、会社の対処すべき課題である、クロスプラス㈱製造卸売事業の収益基盤の確立と㈱ヴェント・インターナショナルの事業の大幅縮小による赤字の削減を進めています。加えて、当連結事業年度末において現金及び預金29億40百万円、投資有価証券43億44百万円、担保に供していない土地20億53百万円を保有し、純資産残高104億71百万円と十分な財務体質の基盤を有することから、継続企業の前提に関する不確実性は認められないものと判断しております。

２．会社の株式に関する事項（平成27年１月31日現在）

(1) **発行可能株式総数**　31,600,000株

(2) **発行済株式の総数**　7,718,800株（自己株式400,990株を含む）

(3) **単元株式数**　100株

(4) **株主数**　8,898名（前事業年度末比　1,226名増）

(5) **大株主（上位10名）**

株　主　名	持　株　数	持　株　比　率
辻　村　隆　幸	593,650株	8.11%
クロスプラス社員持株会	428,360	5.85
田村駒株式会社	238,400	3.25
森　　文　夫	219,930	3.00
株式会社ヤギ	218,600	2.98
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	206,000	2.81
ＣＰ共栄会	180,200	2.46
辻　村　幸　子	178,850	2.44
有限会社シーピーモアー	173,750	2.37
株式会社みずほ銀行	167,300	2.28

（注）　当社は自己株式400,990株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。また、持株比率は、自己株式（400,990株）を控除して計算しております。

(6) **その他株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。

３．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年１月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	森　文夫	
取締役副会長	辻村　隆幸	内部監査室担当
代表取締役社長	山本　大寛	
専務取締役	北出　哲男	営業本部長
常務取締役	曽我　孝行	人事部・総務部・情報システム室担当
常務取締役	虫鹿　宏	経理部兼財務部担当
取締役相談役	若林　重嗣	
取締役	大爺　正博	株式会社マツモトキヨシホールディングス社外取締役
取締役	小林　英三	日本証券金融株式会社代表取締役社長
常勤監査役	日比野　寛	
監査役	中野　正道	
監査役	松島　博	
監査役	川合　正	東急不動産ホールディングス株式会社常勤監査役

(注) １．取締役大爺正博及び小林英三の両氏は、社外取締役であります。
２．監査役松島博及び川合正の両氏は、社外監査役であります。
３．取締役小林英三及び監査役松島博の両氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員として両取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の総額
取　締　役 （うち社外取締役分）	９名 （２名）	209百万円 （9百万円）
監　査　役 （うち社外監査役分）	４名 （２名）	21百万円 （8百万円）
合　　計 （うち社外役員分）	13名 （４名）	230百万円 （17百万円）

（注）１．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．平成20年４月24日開催の第55回定時株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額３億60百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内、なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれない。）、監査役の報酬限度額は年額36百万円以内であります。
３．上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額31百万円（取締役７名に対し30百万円（社外取締役に対しては繰り入れておりません。）、監査役２名に対し１百万円（社外監査役に対しては繰り入れておりません。））。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役小林英三氏は、日本証券金融株式会社の代表取締役社長であります。なお、当社との間に特別の関係はありません。
・監査役川合正氏は、東急不動産ホールディングス株式会社の常勤監査役であります。なお、当社との間に特別の関係はありません。

②他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役大爺正博氏は、株式会社マツモトキヨシホールディングスの社外取締役であります。なお、当社との間に特別の関係はありません。

③当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者との関係

・取締役大爺正博氏は、当社の使用人の三親等以内の親族であります。

④当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役　大爺正博	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席しており、当社の経営に対し、適宜必要な発言を行っております。
取締役　小林英三	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席しており、当社の経営に対し、適宜必要な発言を行っております。
監査役　松島　博	当事業年度に開催された取締役会12回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、当社の経営に対し、適宜必要な発言を行っております。
監査役　川合　正	当事業年度に開催された取締役会12回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、当社の経営に対し、適宜必要な発言を行っております。

⑤責任限定契約の内容の概要

・当社は、社外取締役大爺正博及び小林英三の両氏と、会社法第427条第１項の規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を当社定款第27条に規定しており、契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。
社外取締役としての任務を怠ったことによって生じた損害賠償責任については、金350万円又は会社法第425条第１項が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任を負担する。

・当社は、社外監査役松島博及び川合正の両氏と、会社法第427条第１項の規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を当社定款第35条に規定しており、契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。
社外監査役としての任務を怠ったことによって生じた損害賠償責任については、金250万円又は会社法第425条第１項が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任を負担する。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額

①報酬等の額	24百万円
②当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査の報酬等と金融商品取引法に基づく監査の報酬等とを区別しておらず、また実質的にも区分できないため、①の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等が含まれています。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社取締役会は、会計監査人の職務執行に支障があると判断した場合には、監査役会の同意又は請求に基づき、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

６．会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制の整備について、当社取締役会において決議した事項は、以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営方針及びコンプライアンスに関する規程等を取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範に順守した行動をとるための指針としております。

その徹底を図るため、取締役会直轄の「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスの取組みを横断的に統括するとともに、取締役及び使用人に対し、研修等を通じてコンプライアンスの周知を図ります。

また、内部監査部門は、取締役及び使用人による職務の執行が、法令・定款及び社内規程に違反することなく適切に行われているかどうかを確認するため、内部監査を実施し、その結果を取締役会等に報告します。

その他、法令及び定款に適合しないおそれのある行為や反倫理的行為等について、取締役及び使用人が、通常の報告ラインとは別に直接情報提供を行う手段として、内部通報制度「ヘルプライン」を設置することにより、内部統制システムの強化を図ります。

さらに、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で組織的に対応するとともに、反社会的勢力への対応について適切な助言、協力を得ることができるよう、平素より外部専門機関との連携を図ります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録等の重要な書類については、文書管理規程にしたがって、文書又は電磁的媒体（以下 文書等という）にて適切に、記録、保存、管理及び廃棄を行います。また、取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス、品質、環境、災害、情報セキュリティ及び輸入管理等に係るリスク情報については、営業部門には担当執行役員、管理部門には担当取締役を配し、早期伝達を図るほか、取締役会直轄の「コンプライアンス委員会」を設置し、企業活動に関するリスクをグループ横断で統括します。また、実際にリスクが発生した時は、速やかに必要な対策を講じます。

さらに、代表取締役へ直接情報伝達を図るため、Ｅメールによる伝達制度を設けることにより、損失の危険に対応できる体制を構築します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、市場環境の変化に迅速に対応するため執行役員制度を導入し、経営方針・戦略の意思決定機関及び業務執行の監督機関であります取締役会と業務執行機関であります執行役員会とに役割を分離します。

取締役会は、毎月１回以上開催し、経営方針・計画の決定及びその進捗状況を検証し、法令・定款及び規程等に定められた事項の審議・決定を行います。また、情報や課題の共有化で、取締役の職務執行の効率的な実施を図ります。

執行役員会は、営業担当執行役員及び連結子会社社長を中心に毎月１回以上開催し、営業上の課題を中心に重要事項の検討や進捗状況を確認し意思決定の迅速化を図ります。

⑤ **当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社は、子会社へ取締役又は監査役を当社から派遣し、取締役は子会社の職務執行を監視・監督し、監査役は子会社の業務執行状況を監査します。また、グループ会社の管理部署を設置し、関係会社管理規程に基づき、関係会社の管理及び指導、支援を行います。さらに、内部監査部門による監査を必要に応じて実施するものとします。

⑥ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項**

当社は、監査役の職務を補助すべき専属の使用人は特に設けておりません。監査役は、必要に応じて、使用人に監査業務に関する事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務の命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役、所属長等の指揮命令を受けないものとします。

⑦ **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役及び使用人は、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項等について知ったときは、遅滞なく監査役に報告するものとします。

また、監査役が、重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を把握するために、取締役会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができる体制を確保します。

⑧ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、代表取締役との間で定期的な意見交換会を開催します。また、内部監査部門及び会計監査人、グループ各社の監査役と定期的に連絡会を開催するほか、必要に応じて外部の専門家（弁護士、会計士等）を活用することができること等、監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制を整備します。

(2) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① **基本方針の内容**

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容、当社グループの独自性及び当社グループの企業価値の源泉を十分に理解し、当社が中長期的な経営を行っていくことで当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものであると考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社取締役会や株主の皆様が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは当社取締役会が代替案を提案するための時間や情報を提供しないもの、当社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社としては、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させ、投資家の皆様に継続して当社株式を投資していただくため、以下の取組みを実施しております。

・企業価値向上への取組み

当社は、昭和28年に櫻屋商事株式会社を設立し、婦人服の企画・製造・販売を行う総合アパレル企業として、量販店を中心に多くのお取引先を通じ業容を拡大してまいりました。平成13年にクロスプラス株式会社に社名変更し、「夢と喜びあふれるファッションを提供し、豊かな社会の創造に貢献する。」の経営理念のもと、製造卸売事業を主軸としながらＳＰＡ(製造小売）事業を加えたグループ戦略を通じ、持続的成長と経営基盤の強化に取組んでまいりました。

当社事業の特徴は、婦人服業界トップシェアの販売枚数を誇る高感度・高品質・低価格を備えた「マスファッションの単品競争力」、独自のコンセプトを持つデザイナーズブランドやオリジナルブランドなど多彩な「ブランド力」、マスファッションの単品競争力とブランド力を掛け合わせた「売場提案型トータルウェアリングの企画力・提案力」になります。

主力となる製造卸売事業では、量販店、無店舗向けでは業界トップの地位を確保し、専門店、百貨店など幅広い取引先と強固な信頼関係を築いております。また、ＳＰＡ事業では、「ATSURO TAYAMA」、「JUNKO SHIMADA」のパリコレデザイナーズブランドによる百貨店での店舗展開、ヤング向けブランドを渋谷109を中心とするファッションビルやショッピングモールで展開しております。さらに、マスファッションの企画・生産力とマルチチャネルへの販売力、デザイナーズブランドのトータルウェアリングの演出力を組み合わせ、売場提案型トータル販売に取組んでおります。また、中国やアセアンの海外有力工場との取組みによる効率的なサプライチェーンを構築しております。これらは変化の激しいファッション市場動向において機動力、柔軟性を発揮できる独自の仕組み、企画・生産・販売まで一貫して運営する事業部組織のディビジョン制にも支えられ、当社の企業価値の源泉となるものです。

今後も、当社はグループ内で製造卸売、ＳＰＡそれぞれの強みを共有し活用することで国内市場での基盤強化に努め、アジアを中心とする海外マーケットの開拓により成長を図り、企業価値・株主共同の利益の向上に取組んでまいります。

・コーポレート・ガバナンスの強化の取組み

当社は、経営の効率や公正性、法令順守を確保するためのコーポレート・ガバナンスの強化は、多様なステークホルダーの皆様と適切な関係を維持し、社会的な責任を果すことに繋がり企業価値・株主共同の利益の向上に資するものと考えております。

当社は、経営の意思決定と業務執行を明確化するため、営業部門の業務執行機関として執行役員制度を導入しております。営業部門には担当執行役員を配し、部門間の連携を取りつつコンプライアンスの徹底、業務の迅速化及び効率化に努めております。

また、現在当社の取締役９名のうち２名は社外取締役であり監査役４名のうち２名

は社外監査役であることから独立性の高い役員により取締役の業務執行を監視できる体制となっております。取締役の任期は、経営陣の責任明確化のため、１年となっております。

さらに、コンプライアンス体制の強化のため、法令順守の具体策の審議や社内の啓蒙活動を行う機関として、コンプライアンス委員会を設置しております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして「当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入しており、有効期間は、平成28年１月期の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとなっております。

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当社が、当該買付等についての情報収集、検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくことにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

本プランは、(i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、もしくは(ii)当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け、又はこれに類似する行為（以下 併せて「買付等」といいます。）を適用対象とし、こうした場合に上記目的を実現するために必要な手続を定めております。

当社の株券等について買付等が行われる場合、買付者及び買付提案者（以下 併せて「買付者等」といいます。）には、買付等の内容の検討に必要な情報及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を順守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報、当社取締役会の買付者等による買付等の内容に対する意見、その根拠資料及び代替案（もしあれば）等が、当社経営陣から独立した社外者のみから構成される独立委員会に提供され、その検討を経るものとします。独立委員会は、必要に応じて、独立した第三者の助言を独自に得た上、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討、買付者等との協議・交渉、株主の皆様に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を順守しなかった場合、又は買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合等、本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して速やかに新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等を決議いたします。

本プランの詳細な内容につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.crossplus.co.jp/)に掲載しております。

④　上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記②の取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を最大化させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

また、本プランは、前記③に記載のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入したものであり、基本方針に沿ったものであり、また、以下の理由により当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

・買収防衛策に関する指針の要件に完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しております。また、経済産業省の企業価値研究会が平成20年６月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容になっております。

・株主共同の利益の確保・向上を目的に導入されていること

本プランは、当社株式に対する大量買付がなされた際に、株主の皆様が、当該大量買付に応じるべきか否かを判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上させるという目的をもって導入されております。

・株主意思を重視するものであること

本プランは、平成25年4月25日に開催の当社第60回定時株主総会で株主の皆様のご承認をいただき継続されたものであり、株主の皆様のご意向が反映されております。

また、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認するものとされており、その有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを撤回する決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっております。

・独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立性の高い社外者で構成される独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社株式に対して買付等がなされた場合、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役はその判断を最大限尊重することとします。さらに、同委員会の判断の概要は株主の皆様に情報開示されることとされており、本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

・合理的な客観的発動要件の設定
　本プランは、あらかじめ定められた合理的で客観的な要件が充足されなければ、実施されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

・第三者専門家の意見の取得
　独立委員会は、公認会計士、弁護士等の独立した第三者の助言を得ることができます。これにより、独立委員会による判断の公正性・客観性がより強く担保される仕組みが確保されています。

・当社取締役の任期は１年であること
　当社取締役の任期は１年とされており、当社株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止することができるものとされております。
　従って、毎年の当社取締役の選任を通じても、本プランにつき、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となります。

・デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策でないこと
　本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により本プランを廃止することが可能であり、デッドハンド型買収防衛策ではありません。
　また、当社は、取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策でもありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営政策のひとつとして位置づけ、今後の事業展開及び財務体質の強化に必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当の継続を基本方針としております。

この基本方針に基づきまして、内部留保資金につきましては、当社の企業価値向上を目的とし、中長期的な事業拡大のために投資してまいります。

連結貸借対照表

（平成27年１月31日現在）　　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	**23,400**	**流動負債**	**19,093**
現金及び預金	2,940	買掛金	12,644
受取手形及び売掛金	13,892	短期借入金	3,000
電子記録債権	1,286	１年内返済予定の長期借入金	430
商品	3,337	未払金	1,257
貯蔵品	17	未払法人税等	31
その他	1,929	未払消費税等	355
貸倒引当金	△2	賞与引当金	94
固定資産	**10,072**	返品調整引当金	87
有形固定資産	**4,597**	ポイント引当金	28
建物及び構築物	2,439	繰延税金負債	525
機械装置及び運搬具	31	その他	638
器具備品	73	**固定負債**	**3,908**
土地	2,053	長期借入金	1,575
無形固定資産	**157**	退職給付に係る負債	1,059
投資その他の資産	**5,316**	役員退職慰労引当金	439
投資有価証券	4,344	繰延税金負債	643
長期貸付金	355	その他	190
その他	617	**負債合計**	**23,001**
貸倒引当金	△1	【純資産の部】	
		株主資本	**8,328**
		資本金	1,944
		資本剰余金	2,007
		利益剰余金	4,908
		自己株式	△532
		その他の包括利益累計額	**2,143**
		その他有価証券評価差額金	1,154
		繰延ヘッジ損益	952
		為替換算調整勘定	62
		退職給付に係る調整累計額	△26
		純資産合計	**10,471**
資産合計	**33,472**	**負債及び純資産合計**	**33,472**

（注）　記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成26年２月１日から
平成27年１月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		73,434
売上原価		58,973
返品調整引当金戻入額	62	
返品調整引当金繰入額	87	24
売上総利益		14,435
販売費及び一般管理費		17,052
営業損失		2,617
営業外収益		
受取利息及び配当金	98	
受取家賃	70	
業務受託料	28	
為替差益	26	
その他	16	240
営業外費用		
支払利息	33	
固定資産除却損	10	
賃貸収入原価	50	
その他	9	103
経常損失		2,480
特別損失		
減損損失	918	
その他	53	971
税金等調整前当期純損失		3,452
法人税、住民税及び事業税	17	
法人税等調整額	1,562	1,580
少数株主損益調整前当期純損失		5,032
当期純損失		5,032

（注） 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年２月１日から
平成27年１月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年２月１日期首残高	1,944	2,007	10,087	△532	13,506
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△146		△146
当期純損失			△5,032		△5,032
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	△5,178	－	△5,178
平成27年１月31日期末残高	1,944	2,007	4,908	△532	8,328

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
平成26年２月１日期首残高	843	234	30	－	1,108	14,614
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△146
当期純損失						△5,032
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	311	718	31	△26	1,035	1,035
連結会計年度中の変動額合計	311	718	31	△26	1,035	△4,143
平成27年１月31日期末残高	1,154	952	62	△26	2,143	10,471

（注） 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成27年１月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	**20,623**	**流動負債**	**15,672**
現金及び預金	2,251	買掛金	10,833
受取手形	672	短期借入金	1,900
電子記録債権	1,251	１年内返済予定の長期借入金	397
売掛金	11,793	未払金	907
商品	2,824	未払費用	180
貯蔵品	14	未払法人税等	28
前渡金	34	預り金	108
前払費用	121	賞与引当金	94
デリバティブ債権	1,479	返品調整引当金	86
その他	183	繰延税金負債	523
貸倒引当金	△2	その他	613
固定資産	**9,994**	**固定負債**	**4,795**
有形固定資産	**4,563**	長期借入金	1,575
建物	2,352	退職給付引当金	1,033
構築物	78	役員退職慰労引当金	439
機械及び装置	29	関係会社事業損失引当金	1,057
車両及び運搬具	0	繰延税金負債	611
器具備品	49	資産除去債務	45
土地	2,053	その他	33
無形固定資産	**155**	**負債合計**	**20,468**
商標権	17	【純資産の部】	
ソフトウエア	48	**株主資本**	**8,039**
その他	89	**資本金**	**1,944**
投資その他の資産	**5,274**	**資本剰余金**	**2,007**
投資有価証券	4,344	資本準備金	2,007
関係会社株式	0	**利益剰余金**	**4,619**
関係会社出資金	50	利益準備金	223
長期貸付金	4,675	その他利益剰余金	4,395
長期前払費用	18	別途積立金	11,000
その他	294	繰越利益剰余金	△6,604
貸倒引当金	△4,108	**自己株式**	**△532**
		評価・換算差額等	**2,110**
		その他有価証券評価差額金	**1,154**
		繰延ヘッジ損益	**956**
資産合計	**30,618**	**純資産合計**	**10,149**
		負債及び純資産合計	**30,618**

（注）　記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成26年２月１日から
平成27年１月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		64,860
売上原価		53,087
返品調整引当金戻入額	61	
返品調整引当金繰入額	86	25
売上総利益		11,747
販売費及び一般管理費		12,850
営業損失		1,102
営業外収益		
受取利息及び配当金	100	
受取家賃	132	
業務受託料	55	
その他	16	304
営業外費用		
支払利息	28	
賃貸収入原価	94	
業務受託費用	34	
貸倒引当金等繰入額	1,814	
その他	13	1,985
経常損失		2,783
特別損失		
減損損失	674	
その他	74	749
税引前当期純損失		3,532
法人税、住民税及び事業税	14	
法人税等調整額	1,485	1,499
当期純損失		5,032

（注）　記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年２月１日から
平成27年１月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
平成26年２月１日期首残高	1,944	2,007	2,007	223	11,000	△1,425	9,798	△532	13,218
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△146	△146		△146
当期純損失						△5,032	△5,032		△5,032
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	△5,179	△5,179	－	△5,179
平成27年１月31日期末残高	1,944	2,007	2,007	223	11,000	△6,604	4,619	△532	8,039

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成26年２月１日期首残高	843	229	1,072	14,291
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△146
当期純損失				△5,032
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	311	726	1,037	1,037
事業年度中の変動額合計	311	726	1,037	△4,141
平成27年１月31日期末残高	1,154	956	2,110	10,149

（注） 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年４月３日

クロスプラス株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水野　信勝　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	瀧沢　宏光　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	後藤　隆行　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、クロスプラス株式会社の平成26年２月１日から平成27年１月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クロスプラス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

【連結貸借対照表に関する注記】２．偶発債務に記載のとおり、会社及び一部の連結子会社が加入する「ナオリ厚生年金基金」（総合型）は、平成26年２月27日開催の代議員会で特例解散の方針を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年４月３日

クロスプラス株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水野　信勝	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	瀧沢　宏光	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	後藤　隆行	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、クロスプラス株式会社の平成26年２月１日から平成27年１月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

【貸借対照表に関する注記】２．偶発債務に記載のとおり、会社が加入する「ナオリ厚生年金基金」（総合型）は、平成26年２月27日開催の代議員会で特例解散の方針を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年２月１日から平成27年１月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制の整備・運用状況については、業務執行に係わるリスク管理や業績進捗管理を中心に充実を図る必要があると認めます。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年４月３日

クロスプラス株式会社　監査役会

常勤監査役　日比野　寛　㊞

監　査　役　中　野　正　道　㊞

監　査　役　松　島　博　㊞

監　査　役　川　合　正　㊞

（注）　監査役松島博及び監査役川合正は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1) 当社の今後の事業展開に備え、役付役員を機動的に選任できるよう現行定款第21条(代表取締役および役付取締役)の役付取締役に関し所要の変更を行うものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年５月１日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められることに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう現行定款第27条第２項(取締役の責任免除) 及び第35条第２項(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。また、この変更に伴う経過措置として、附則を設けるものであります。

なお、現行定款第27条第２項(取締役の責任免除) の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

(3) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

(4) 会計監査人が、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって、会計監査人の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定(変更案第39条第１項) を定めるものであります。また、会計監査人が、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会計監査人と責任限定契約を締結できる旨の規定(変更案第39条第２項) を定めるものであります。

(5) 上記規定の新設に伴い、会計監査人の条項を新設し、現行定款第36条～第39条を各４条ずつ繰り下げるものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（代表取締役および役付取締役）	（代表取締役および役付取締役）
第21条　（条文省略）	第21条　（現行どおり）
２　取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	２　取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役等各若干名を定めることができる。
第22条～第26条（条文省略）	第22条～第26条（現行どおり）
（取締役の責任免除）	（取締役の責任免除）
第27条　（条文省略）	第27条　（現行どおり）
２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、350万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、350万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査役および監査役会
第28条　（条文省略）	第28条　（現行どおり）
（選任方法）	（選任方法）
第29条　（条文省略）	第29条　（現行どおり）
２　（条文省略）	２　（現行どおり）
（新　　設）	３　当会社は、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
（新　　設）	４　前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（任期） 第30条　（条文省略） ２　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了の時までとする。	（任期） 第30条　（現行どおり） ２　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了の時までとする。 ただし、前条第３項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を越えることができないものとする。
第31条～第34条　（条文省略）	第31条～第34条　（現行どおり）
（監査役の責任免除） 第35条　（条文省略） ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、250万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	（監査役の責任免除） 第35条　（現行どおり） ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、250万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。
（新　　設）	第６章　会計監査人
（新　　設）	（選任方法） 第36条　当会社の会計監査人は、株主総会において選任する。
（新　　設）	（会計監査人の任期） 第37条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２　前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新　　設）	（報酬等） 第38条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。
（新　　設）	（会計監査人の責任免除） 第39条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、同法第423条第１項の会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって、免除できるものとする。 ２　当会社は、会社法第427条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第６章　計　　算	第７章　計　　算
	（以下条数繰り下げ）
（新　　設）	附則　　第27条第２項および第35条第２項の変更は、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が施行される平成27年５月１日より効力が生じるものとする。 なお、本附則は効力発生日経過後、これを削除する。

第２号議案　取締役８名選任の件

取締役９名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営機構改革を実施し、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう取締役を１名減員し、取締役８名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	山本大寛（やまもとひろのり） （昭和52年６月24日）	平成14年４月　新日本製鐵株式会社入社 平成20年１月　当社入社 平成21年２月　当社社長室兼経営企画室担当部長 平成23年２月　当社執行役員経営企画室・情報システム室・ＥＣ事業開発課担当 平成26年４月　当社代表取締役社長 平成27年２月　当社代表取締役社長兼営業本部長（現任）	45,600株
2	森文夫（もりふみお） （昭和23年10月23日）	昭和50年９月　当社入社 昭和59年３月　当社取締役人事部長 平成２年４月　当社専務取締役 平成７年４月　当社取締役副社長 平成９年４月　当社代表取締役社長 平成26年４月　当社代表取締役会長（現任）	219,930株
3	北出哲男（きたでてつお） （昭和32年２月８日）	昭和55年３月　当社入社 平成20年２月　当社営業担当執行役員 平成22年２月　当社常務執行役員営業第２本部長 平成24年４月　当社専務取締役営業本部長 平成27年２月　当社常務取締役（現任）	2,370株
4	曽我孝行（そがたかゆき） （昭和28年５月28日）	昭和52年４月　当社入社 平成14年４月　当社取締役管理部門統括兼人事部長 平成18年４月　当社常務取締役管理部門統括兼人事部長 平成24年２月　当社常務取締役人事部・総務部・情報システム室兼グループ会社担当 平成27年２月　当社常務取締役内部監査室担当（現任）	40,650株
5	虫鹿宏（むしかひろし） （昭和30年８月７日）	昭和54年３月　当社入社 平成16年４月　当社取締役経理部長 平成21年４月　当社常務取締役経理部長兼関係会社担当 平成23年２月　当社常務取締役経理部兼財務部担当（現任）	5,850株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
6	つじ　むら　たか　ゆき 辻　村　隆　幸 （昭和33年６月２日）	昭和63年３月　当社入社取締役 平成13年５月　当社取締役経営企画室長 平成14年５月　当社常務取締役関係会社統括室長 平成20年２月　当社常務取締役内部監査室担当 平成26年４月　当社取締役副会長内部監査室担当 平成27年２月　当社取締役副会長（現任）	593,650株
7	おお　や　まさ　ひろ 大　爺　正　博 （昭和23年５月５日）	昭和48年４月　三井生命保険相互会社入社 平成17年４月　同社常務執行役員東京営業本部長 平成18年４月　当社社外取締役（現任） 三生収納サービス株式会社代表取締役社長 株式会社ビジネスエイジェンシー 代表取締役社長 平成19年10月　株式会社マツモトキヨシホールディングス 社外取締役（現任）	―
8	こ　ばやし　えい　ぞう 小　林　英　三 （昭和23年９月８日） ＜独立役員候補者＞	昭和47年４月　日本銀行入行 平成14年６月　同行理事 平成19年３月　ヤマハ発動機株式会社社外取締役 平成19年４月　当社社外取締役（現任） 平成19年７月　アメリカンファミリー生命保険会社副会長 平成24年６月　日本証券金融株式会社代表取締役社長（現任）	―

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．大爺正博及び小林英三の両氏は、社外取締役候補者であります。
３．社外取締役候補者について
(1) 社外取締役候補者の選任理由について
①大爺正博氏は、企業経営をはじめとする豊富で幅広い経験・知識等に基づいた助言や監視を期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。
②小林英三氏は、金融や経済の分野をはじめとする豊富で幅広い経験・知識等に基づいた助言や監視を期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。
(2) 社外取締役としての独立性について
大爺正博氏は、当社の使用人の三親等以内の親族であります。
(3) 当社社外取締役に就任してからの年数について
①大爺正博氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって９年となります。
②小林英三氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって８年となります。
(4) 社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役大爺正博及び小林英三の両氏と、会社法第427条第１項の規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その内容は本招集ご通知の添付書類13頁に記載のとおりであります。両氏の再任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定です。
４．当社は、小林英三氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員として両取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定です。

第３号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

取締役若林重嗣氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等については取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
わか　ばやし　しげ　つぐ 若　林　重　嗣	平成７年４月　当社取締役 平成13年５月　当社常務取締役 平成16年４月　当社専務取締役 平成21年４月　当社取締役副社長 平成24年４月　当社取締役相談役（現任）

また、当社は、役員報酬体系の見直しの一環として平成27年４月６日開催の取締役会において役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。これに伴い、第２号議案をご承認いただいた場合に重任される取締役山本大寛、森文夫、北出哲男、曽我孝行、虫鹿宏、辻村隆幸の６氏及び任期中の監査役日比野寛、中野正道の両氏に対して、本総会終結の時までの在任期間に対する退職慰労金を当社所定の基準に従い相当額の範囲内において打切り支給することとし、贈呈の時期は各氏の退任時としたうえで、その具体的な金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

打切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
やま　もと　ひろ　のり 山　本　大　寛	平成26年４月　当社代表取締役社長（現任）
もり　ふみ　お 森　文　夫	昭和59年３月　当社取締役 平成26年４月　当社代表取締役会長（現任）
きた　で　てつ　お 北　出　哲　男	平成24年４月　当社専務取締役 平成27年２月　当社常務取締役（現任）
そ　が　たか　ゆき 曽　我　孝　行	平成14年４月　当社取締役 平成18年４月　当社常務取締役（現任）
む　しか　ひろし 虫　鹿　宏	平成16年４月　当社取締役 平成21年４月　当社常務取締役（現任）

氏　　名	略　　歴
つじ　むら　たか　ゆき 辻　村　隆　幸	昭和63年３月　当社取締役 平成26年４月　当社取締役副会長（現任）
ひ　び　の　　ひろし 日比野　寛	平成24年４月　当社常勤監査役（現任）
なか　の　なお　まさ 中　野　正　道	平成21年４月　当社常勤監査役 平成24年４月　当社監査役（現任）

第４号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

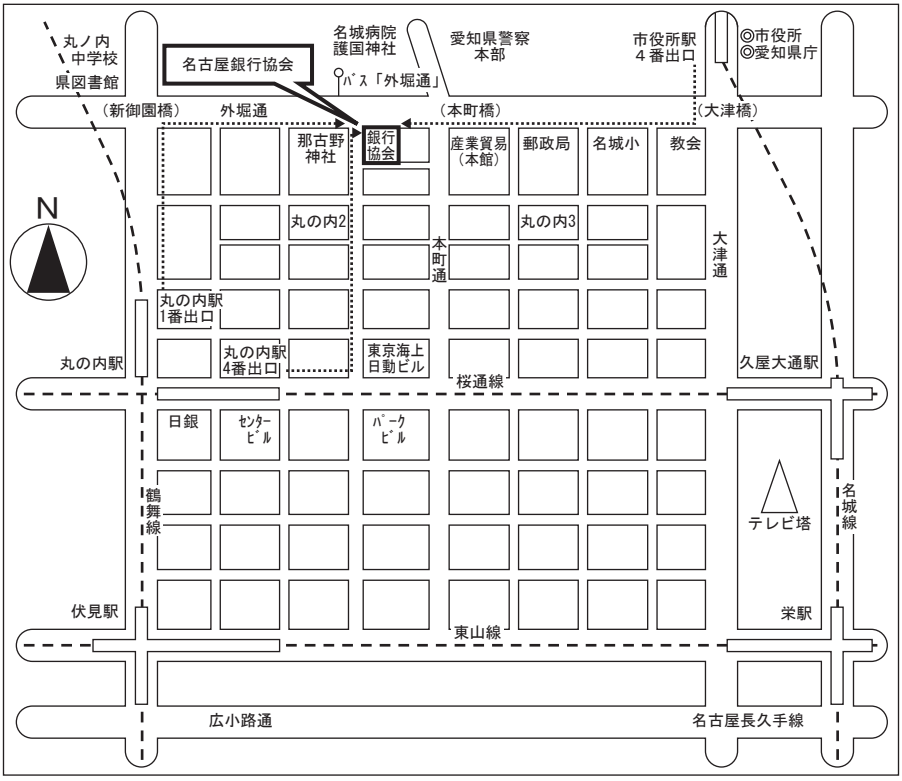
名　　称	ひびき監査法人	
事務所	本部・大阪事務所　大阪市中央区北浜２丁目３番６号 東京事務所　東京都千代田区神田駿河台３丁目５番１号	
沿　　革	昭和50年７月　有恒監査法人を設立 昭和54年６月　ナニワ監査法人を設立 昭和62年３月　新橋監査法人を設立 平成９年７月　ペガサス監査法人を設立 平成19年７月　ナニワ監査法人と有恒監査法人が合併し大阪監査法人と名称変更 平成24年２月　ＰＫＦ Internationalに加入 平成26年７月　大阪監査法人と新橋監査法人、ペガサス監査法人が合併し、ひびき監査法人と名称変更	
概　　要	資本金	40百万円
	構成人員　代表社員	25名
	社員	5名
	公認会計士	115名
	会計士合格者・会計士補・その他等	8名
	職員	8名
	合　計	161名
	関与会社数	108社

（平成27年３月10日現在）

以上

株主総会会場ご案内図

会　場　名古屋市中区丸の内二丁目４番２号
名古屋銀行協会　５階大ホール
電話番号　０５２（２３１）７８５１(代表)



会場までの交通のご案内

●地下鉄　桜通線「丸の内」駅４番出口より徒歩10分
●地下鉄　鶴舞線「丸の内」駅１番出口より徒歩10分
●地下鉄　名城線「市役所」駅４番出口より徒歩12分

※駐車場に限りがございますので、公共交通機関をご利用ください。